

倉吉市上下水道局告示第20号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第2項の規定に基づき、次のとおり指定給水装置工事事業者の指定の更新をし、又は更新をせずその効力を失ったので、倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号）第9条の規定により告示する。

令和5年10月2日

倉吉市長 広田 一恭

1 指定の更新をした倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者（16事業者）

指定番号	住所又は所在地	名称	代表者
106	鳥取県鳥取市岩吉 96-28	吉野設備工業 株式会社	代表取締役 吉田 峰雄
107	鳥取県鳥取市鹿野町鹿野 2338-12	株式会社 ながお	代表取締役 長尾 裕昭
108	鳥取県倉吉市上神 1054-2	アキ設備	代表者 秋藤 進
113	鳥取県倉吉市秋喜 485-1	有限会社 河本建設	代表取締役 河本 健治
114	鳥取県倉吉市河北町 57	ベクトサービス 有限会社	代表取締役 鈴木 英一
117	鳥取県鳥取市千代水 1丁目 119	西日本環境設備 株式会社	代表取締役 荒川 恵
118	鳥取県鳥取市津ノ井 302-8	山陰冷暖設備 株式会社	代表取締役 下石 明義
120	鳥取県鳥取市気高町勝見 184-2	有限会社 池原工業	代表取締役 池原 隆秋
121	鳥取県鳥取市千代水 1丁目 11-3	株式会社 オグラ	代表取締役 小倉 豪
122	鳥取県東伯郡北栄町西園 504-1	住マイル設備	代表者 真住 宏行
125	鳥取県倉吉市昭和町 1丁目 243	ヨネダ設備商会	代表者 米田 美樹
128	鳥取県鳥取市福部町湯山 980-1	早島設備 有限会社	代表取締役 早島 岳大
129	鳥取県鳥取市賀露町 4017	明生管工 有限会社	代表取締役 廣岩 一路
131	鳥取県西伯郡日吉津村日吉津 194-9	有限会社 ダイワ鋼商	代表取締役 花倉 健輔
132	鳥取県鳥取市青谷町善田 42-2	有限会社 野藤商店	代表取締役 野藤 晃寿
134	鳥取県鳥取市松並町 1丁目 168-24	株式会社 オオヒロ	代表取締役 山田 敏行

2 指定の効力を失った倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者（5事業者）

指定番号	住所又は所在地	名称	代表者
101	鳥取県鳥取市東大路 280-1	Japan 環境設備 株式会社	代表取締役 谷口 圭一
103	鳥取県東伯郡湯梨浜町藤津 414-1	滝本設備	代表者 滝本 悦雄
104	鳥取県米子市皆生新田 3丁目 24-36	有限会社 大友設備工業	代表取締役 大櫃 健一
111	鳥取県鳥取市興南町 148	有限会社 大伸設備工業	代表取締役 井口 信正
130	鳥取県倉吉市小鴨534-7	かすい電器設備	代表者 賀須井 史郎

3 更新した日又は効力を失った日

令和5年9月30日

4 更新後の指定の有効期限

令和10年9月29日まで